

お知らせ

常陸大宮市ひたまる飲食券の有効期限が今月末で終了します

券名 「ひたまる飲食券」
有効期限 令和3年2月28日(日)



期限を過ぎた飲食券は無効になります。また、払い戻しや交換等はいけません。

有効期限内(令和3年2月28日まで)のご利用をお願いいたします。

【問合せ先】

常陸大宮市役所 1F 新型コロナウイルス相談窓口 ☎55-8063

一時的な資金の緊急貸付について

茨城県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

①主に失業された方等向け(総合支援資金)

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

(1)対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

(2)貸付上限額

- ・(二人以上)月20万円以内
- ・(単身) 月15万円以内 ※貸付期間：原則3か月以内

(3)据置期間 1年以内

(4)償還期限 10年以内

(5)貸付利子・保証人 無利子・不要

②主に休業された方向け(緊急小口資金)

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

(1)対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

(2)貸付上限額 20万円以内

(3)据置期間 1年以内

(4)償還期限 2年以内

(5)貸付利子・保証人 無利子・不要

※申込みの際には、住民票謄本等の添付書類が必要な場合がありますので、事前にご連絡のうえお越しください。原則として、自立相談支援事業による支援を受けることが貸付の要件となります。特例貸付の申請受付は、令和3年3月末までとなります。

申込・問 常陸大宮市社会福祉協議会 ☎53-1125 受付時間8:30~17:15